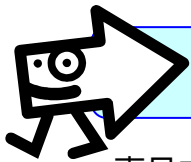


震災に伴う労働基準法等に関するQ & A その2

communis 通信

発行:コムニスサポート有限会社
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339
 E-mail: info@cmns.jp
 URL: <http://www.cmns.jp>



震災の影響を受けた場合の賃金の取り扱いについて

東日本大震災から3ヶ月が経とうとしています。災害直後の混乱がおさまり、復旧へと向かう中で生じる賃金等労働条件についての疑問をQ & A形式でご案内します。

Q1. 地震の影響で資金繰りが悪化した場合、賃金の支払義務が減免されることはあるのでしょうか？

A1. いいえ。労働基準法には、天災事変などの理由による賃金支払義務の減免（軽くしたり、免除したりすること）に関する規定はありません。

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を、毎月1回以上、一定期日を定めて支払います。（労働基準法24条の定めによります）

Q2. 被災地への義援金を社内で募る場合、募金額を賃金から控除しても良いのでしょうか？

A2. はい。労働者が自主的に募金に応じる場合は、あらかじめ労使協定を締結することで、その労働者の賃金から募金額を控除することは可能です。

ただし、募金に応じる意思がない労働者の賃金から義援金として一律に控除することは認められず、労働基準法違反となりますので注意してください。

Q3. 飲食店を経営しています。震災により店舗の被災はなかったものの、来客数が激減し、売上げが大幅に下がっています。このため、従業員の賃金を引き下げようと考えていますが、問題はありますか？

A3. 従来支払われていた賃金、手当等を引き下げるとは、労働条件の不利益変更該当します。

そのため、賃金引き下げなどの労働条件の変更は労働者と使用者の個別の合意が必要です。

なお、就業規則の変更により賃金の引き下げを行うときは、労働者代表の意見を聴き、変更内容を労働基準監督署へ届け出てください。さらに、変更後の就業規則を労働者に周知させることも必要です。

Q4. 労働基準法第25条の「災害」には、今回の地震による災害も含まれますか？

A4. はい。そのため、今回の地震に係る費用にあてるために、労働者から請求があった場合には、支払期日であっても、すでに行われた労働に対する賃金については支払わなければなりません。

法律ミニガイド

労働基準法第25条（非常時払い）とは？

使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省で定める非常の場合の費用にあてるために請求する場合には、支払期日であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならない。

【中小企業緊急雇用助成金をご存知ですか？】

東日本大震災等に伴う経済上の理由で**事業活動を縮小せざるを得ない事業主**が、従業員を一時的に**休業させた場合**、休業手当相当額の一部（中小企業で原則8割）を受けとることができます。また、**教育訓練や出向**を行なった場合も助成金の対象になります。詳しい支給要件や手続きなどに関しましては、弊社までお問い合わせください。

助成金は、支給要件を満たせばどんな会社でももらえる返済不要の国からの支援金です。